大村市立松原小学校いじめ防止基本方針

【学校基本方針の目的】

いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有します。また、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示します。

（定義）第２条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめの禁止）第４条

児童等は、いじめを行ってはならない。

（学校及び学校の教職員の責務）第８条

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

（保護者の責務）第９条

保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

【　め　ざ　す　児　童　像　】

○　かしこい子（知）

○　やさしい子（徳）

○　たくましい子（体・食）

【いじめ対策委員会】

○　いじめ・不登校対策委員会

・委員：校長、教頭、教務、生活指導担当、特別支援教育コーディネーター、（育友会長）

※事案発生の場合、当該学年担任及び関係職員等の出席のもと、必要に応じて委員会を開催する。

○　職員会議等による情報交換及び共通理解

・年度初め、長期休業前に年間４～５回の職員会議を開く。

・金曜日に「児童理解」の時間を設定し、現状や対応等を共通理解する。

○　心の教室相談員との連携

【育友会及び関係機関等との連携】

○　育友会長は、必要に応じて「いじめ・不登校対策委員会」に出席する。

（育友会の本部役員会及び運営委員会等で、事案発生時に連絡・協議する。）

○　その他、関係機関（市教委、民生委員等）への報告・連絡・相談を行う。

（事案発生時に、ケース会議等を開催し、共通理解や対応策を検討する。）

≪　いじめ問題への取組　≫

【いじめの防止】

1　学級経営

○　児童の実態を十分考慮して、自尊感情を高め、信頼関係を深める学級経営の推進を行う。

・児童のよい言動をほめて伸ばす教育の実践

2　授業改善の工夫

○　「分かる・できる」授業の実践に努め、児童一人一人の成就感や充実感を持たせる。

・個に応じた児童やＩＣＴ機器の活用等の工夫

3　道徳教育の充実

○　自他の生命を尊重し、相手のことを思いやり、人と仲良く助け合う児童を育成する。

・寛容と共感を基盤にした児童一人一人を大切にする心の教育の推進

4　家庭及び地域との連携

○　学校と保護者、地域との双方向の情報交換や連携を密にする。

【いじめの早期発見】

1　集団から離れて一人でいる児童（個人）や集団への働きかけ（観察や声掛け等）を行う。

2　児童面談を、年２回を原則として実施する。

3　隔月で生活アンケートを実施する。

4　保護者や地域、関係機関からの情報収集を行う。

5　授業時間や児童の休み時間等には、児童の様子に目を配ったり、個人ノート（日記等）や養護教諭、心教室相談員の記録、報告を確かめたりして、交友関係や悩み等を把握する。

6　金曜日に開催する「児童理解」の中で、各学級の憂慮事項等を全職員で協議し共通理解を行い、組織として観察や声掛け等の指導、対応を行う（長崎県いじめ対策リーフレット活用の徹底）。

【いじめに対する措置】

1　いじめに関する相談を受けた場合、速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。

2　いじめの事実が確認された場合は、校内対策委員会を開催し、対応を協議する。

3　いじめをやめさせ、その再発防止のために、いじめを受けた児童、保護者に対する誠意ある対応や支援といじめを行った児童への指導及びその保護者への助言を継続する。

4　いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために、必要があると認められた場合は、保護者と連携しながら、一定期間、別室において学習を行う等の措置を講ずる。

5　事実に係る情報を関係保護者と共有するために、当該学級児童への聞き取りやアンケート等の必要な措置を講じる。

6　犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、当該児童への厳格な指導及び市教委や警察署と連携して厳正に対処する。

7　マスコミ等の対応や問い合わせについては、窓口（教頭）を一本化する。

【重大事態発生時の対処】

1　重大事態が発生した旨を、速やかに市教委へ報告する。

2　市教委と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。

※校長を中心とした校内対策委員会及び市教委、育友会長等

3　上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、関係機関（民生委員、育友会本部役員及び当該学級評議員、心の教室相談員、ＳＣ、ＳＳＷ等）等との連携を深める。

4　上記調査結果については、いじめを受けた児童や保護者に対し、その他の必要な情報を適切に提供する。

≪　いじめが発生した（いじめではないかと感じた）場合の対応　≫

発見者・情報入手者
- ○事の大小にかかわらず直ちに報告（管理職、生活指導部等）

関係教職員・生活指導部
- ○関係学年や生活指導部による情報収集

校長・副校長・教頭への報告
- ①いじめられている子どもの立場に立って事象や状況をとらえ、判断する。
- ②希望的観測をしない。
- ③固定観念や硬直したイメージにとらわれない。
- ④問題の拡大解釈や責任回避をしない。

いじめられている子どもへの指導

(1) 指導上の留意点
- ① いじめの事実を把握する。
- ② 不安を除去し、安全を確保する。
- ③ 訴えること、相談することの重要性を伝える。
- ④ 苦しみを受容する。
- ⑤ 活動の機会をつくり、自信回復への積極的支援を行う。
- ⑥ 対人関係の回復を支援する。
- ⑦ 自己主張への積極的支援を図る。
- ⑧

(2) いじめられている子どもに寄り添う指導
- ① いじめられている子どもに責任を求めるのは、いじめ行為を認めることと同じである。
- ② いじめ行為を止めさせることが先決である。

＜保護者への対応と連携＞

【保護者から学校へ通報や訴えがあった場合】
- ① 通報や訴えを行った保護者の気持ちを理解する。
- ② 誠実に対応する。

【学校から第一報を伝える場合】
- ① 誠意が伝わる連絡をする。
- ② 緊急の対応策について説明し、意見を聞く。

【その他の対応】
- ① 約束事を守る。
- ② 面談や家庭訪問を継続する。
- ③ 学校と家庭が情報交換を密にする。

いじめている子どもへの指導

(1) 指導上の留意点
- ① いじめの事実を把握する。
- ② カウンセリング・マインドをもつ。
- ③ いじめは絶対に許さない厳しい姿勢を示す。
- ④ いじめ行為の悪を理解させる。
- ⑤ 人権と生命の尊さを理解させる。
- ⑥ 健全な人間関係を育成できるよう支援する。
- ⑦ 教師との信頼関係をつくり上げる。
- ⑧ 指導を継続し、徹底させる。

(2) いじめられている子どもの気持ちを理解させる指導
- ① ロールプレイング（役割演技）の活用
- ② ロールレタリング（役割交換書簡法）の活用

＜保護者への対応と連携＞

【いじめの事実を保護者に連絡する場合】
- ① 家庭訪問をして事実関係を確認する。
- ② いじめられている子どもの状況を知らせる。
- ③ 必要以上に原因を追究しない。
- ④ 子どもとのかかわり方について助言する。
- ⑤ 今後の学校の指導方針や対応について理解してもらう。

【対応するときの留意点】
- ① 保護者の気持ちを理解する。
- ② 誠意ある態度で臨む。

観衆（心理的同調者）の子どもへの指導

(1) いじめへの同調はいじめ行為であることを理解させる。
(2) いじめを受けている子どもの気持ちを理解させる。
(3) ストレスの除去に努める。

傍観者（無関心者）の子どもへの指導

(1) いじめは自分にとって無関係ではないことを理解させる。
(2) いじめを止めさせることはできなくても、せめて知らせる勇気を持たせる。
(3) 傍観は加担と同じであることに気付かせる。

学校全体への指導

(1)話合いなどを通じていじめを考える。
(2)心の教育の充実を図る。
(3)見て見ぬふりをしない。
(4)自らの意志による行動をとれるようにする。
(5)好ましい人間関係をつくる
(6)教師の姿勢を示す。
(7)学級の連帯感を育てる。
(8)正義を行き渡らせる風土を培う。

「いじめ対策ハンドブック」長崎県教育委員会より　抜粋

≪　いじめ問題への取組についてのチェックポイント　≫

指導体制		(1)	○いじめ問題について、特定の教職員が抱え込むことなく、その重大性を全教職員で認識し、校長を中心に一致協力した指導体制のもと実践に当たっている。
		(2)	○「いじめ対策ハンドブック」等を活用した研修を実施するなど、いじめ問題に関する指導上の留意点などについて、教職員間の共通理解を図っている。
		(3)	○いじめについて訴えがあったときには、正確かつ迅速な事実関係の把握に努めるとともに、事実を隠すことなく、保護者等と協力して対応する体制が確立している。
		(4)	○いじめ問題の状況によっては、適宜、教育委員会へ連絡、相談し、協力して対応している。
未然防止		(5)	○お互いを思いやり、尊重し、生命を大切にする指導等の充実に努めている。特に「いじめは絶対に許されない行為」との認識を持ち、いじめる側が悪いという、明快な一事を毅然とした態度で指導している。
		(6)	○いじめのない学級づくりに向け、人権教育の充実を図るとともに、全ての教育活動を通して、自己肯定感や社会性を培う取組や、共感的人間関係を育成する指導や支援を継続している。
		(7)	○「長崎っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、いじめ防止や生命尊重等をねらいとした道徳の指導や取組を毎年確実に実践している。
		(8)	○児童会、生徒会活動において、いじめに関わる問題を取り上げるなど、児童生徒が自主的に取り組む活動を行っている。
		(9)	○教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、細心の注意を払っている。
早期発見・早期解消		(10)	○児童生徒の生活実態について、定期的なアンケート調査や個別面談を行うなど、きめ細かな把握に努めている。
		(11)	○校内に児童生徒の悩みを積極的に受け止めることができる教育相談の体制が整備されている。また、配慮を要する児童生徒には、不安や悩みの解消に向け、適切に働きかけている。
		(12)	○教育相談機能の充実に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど、学校内外の専門家を活用している。
		(13)	○いじめ対策委員会を設置し、それぞれの問題を的確に検討することにより、いじめの未然防止及び早期発見、早期解消に努めている。
		(14)	○いじめられている児童生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行っている。
		(15)	○いじめを行う児童生徒に対しては、特別の指導計画による指導（出席停止も含む）のほか、警察等との連携による措置も含め、毅然とした対応を行うこととしている。
		(16)	○いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行っている。
家庭・地域・関係機関との連携		(17)	○年度始め等に、いじめ問題に対する学校の指導方針や保護者の責任等を明らかにし、保護者や地域の理解を得るように努めている。
		(18)	○いじめが起きた場合、学校のみで解決することに固執することなく、家庭との連携を密にし、一致協力してその解決に当たるとともに、必要に応じて児童相談所、警察等の関係機関との連携協力を図っている。
		(19)	○学校以外の相談窓口について、周知や広報を行っている。
		(20)	○ＰＴＡや地域の関係団体とともに、いじめ問題等について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けた地域ぐるみの対策を進めている。

長崎県教育委員会　作成